

議第 3 3 号 呉市水道事業における布設工事監督者等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

水道法施行令（昭和 3 2 年政令第 3 3 6 号。以下「施行令」といいます。）及び水道法施行規則（昭和 3 2 年厚生省令第 4 5 号。以下「施行規則」といいます。）の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 条例改正に係る施行令及び施行規則の改正の内容

(1) 水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の拡大

学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）の一部改正により、大学制度の中に新たな高等教育機関として専門職大学が設けられたことに伴い、施行令及び施行規則で定める水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、専門職大学の前期課程修了者を追加する改正がされました。

(2) 布設工事監督者の資格要件である技術士となるのに必要な試験の選択科目の見直し

技術士法施行規則（昭和 5 9 年総理府令第 5 号）の一部改正により、技術士法（昭和 5 8 年法律第 2 5 号）に基づく技術士となるための第 2 次試験の試験科目の見直しが行われ、選択科目の「水道環境」が他科目と統合されたことに伴い、施行規則に規定する布設工事監督者となることができる技術士の資格要件から、同科目に係る要件が削除されました。

3 市の考え方

地方公共団体である水道事業者は、施行令及び施行規則で定める資格（以下「国の定める資格」といいます。）を参酌して条例で布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を定めることとされています。

本市の実情に国の定める資格と異なる資格とすべき事情や特性がないため、国の定める資格を呉市の資格とすることとします。

【参考】

・参酌すべき基準

地方公共団体が当該基準を十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

4 施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日